

事業継続と法環境研究会の活動

2016年5月25日

特定非営利活動法人 **事業継続推進機構** (BCAO)
事業継続と法環境研究会

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

2015年度の活動概観①

1. 研究会メンバー
上田、井上、小友、小山、篠原、杉原、
畠田、前田、志方、及川、森（座長）
（計11名）

2. 研究会日程（全8回）

- ①8/20（木）、②9/17（木）、
- ③10/29（木）、④11/19（木）、
- ⑤12/14（月）、⑥1/21（木）、
- ⑦2/18（木）、⑧3/10（木）

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

2015年度の活動概観②

3. 研究会テーマ

「風水害」、「豪雪」、「火山噴火」、「テロ」、「情報セキュリティ」、「地震」、「感染症」について、

- ・ 対応概要
- ・ BCPのフェーズ（段階）
- ・ 関係する法令名と該当条項
- ・ 現行法上の論点
- ・ 現時点の運用上の課題
- ・ BCPへ反映の観点から検討

【2015BCAO事業継続と法環境研究会】テーマ別論点整理シート：「地震」

事象	◇対応概要 (アクション・行動計画)	◇具体的な対応 (アクション・行動計画)	◇BCPのフェーズ 事前/発災/発動/復旧	◇関係する法令名/該当条項	◇現行法上の論点・課題 (企業からの視点)	◇現時点の運用上の課題 (企業からの視点)	◇事前対策への反映	◇マニュアル・BCPへの反映
理念		・理念の共有	事前	■災害対策基本法 1条-2.理念	・災害の発生を常に想定。 ・自発的な防災活動の促進。 ・継続的改善。 ・生命、身体最優先の原則。 ・生命、身体最優先の原則。ということ、企業の優先順位は常に低いことになる。	・生命、身体最優先の原則を投入しないと、安全配慮義務違反等を問われる可能性がある。	・東日本大震災に係る各種下級審裁判例を分析し、災害後の係争を予測した準備が必要。	・生命、身体最優先の原則を投入しないと、安全配慮義務違反等を問われる可能性がある(七十七銀行事件)。
企業の防災活動		・自然災害を含めた防災活動 ・地区防災計画 ・地震防災応急計画	事前	■災害対策基本法 6条指定地方公共機関 7条住民等の責務 地域防災制度 42条-3.市町村地域防災計画 49条-3.物資供給事業者等の協力 86条-14.被災者の運送 86条-18.災害応急対策必要物資の運送 ■消防法(法8条、施則51条-8) ■大規模地震対策特別措置法 ■南海トラフ地震対策特別措置法 ■日本・千島 海溝地震対策特別措置法 ■地震対策の財政特別措置法 ■津波対策の推進に関する法律 ■首都圏直下地震対策特別措置法	・指定地方公共機関は、行政機関とほぼ同様の責務を有する企業。 ・災害対応に必要なリソースを供給する企業は、国及び自治体に協力する責務(災対法7条-2) ・企業は、公共の福祉の原理により、相当程度の権利抑制を受けることになる(憲法13条)。 ・要件に該当する権原者は、消防計画の策定に当たっては、防災に関する内容を盛り込まなければならない(消防法8条)。	・防災活動は自衛消防組織か総務部の仕事。 ・消防計画と重複しないのか。 ・行政との連携が必要だと思われるが、実際の連携は難しい。 ・企業、従業員の防災意識不足と訓練に向き合う本気度不足。	■消防法 ・法の本来の趣旨としてはPDCAサイクルによる消防計画の見直しが必要だが、そもそも自衛消防組織を維持すること自体が困難。	
		・地震・津波・火災などの情報収集				・気象警報の発表を待った対応では		

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

2016年度に向けて（今後の課題）

4. 今後の課題

・研究テーマと内容について

より現場・実務に生きるテーマや
研究内容の追求

・活動スタイルについて

BCAO全体の活動との連携模索

他の研究会との合同研究会

（相互に活性化作用を！）

メンバーの世代交代促進（後継者育成）

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

特定非営利活動法人
事業継続推進機構
事業継続と法環境研究会

A Specified Non-Profit Japanese Corporation
Business Continuity Advancement Organization (BCAO)